平成２５年（フ）第５号
福井県敦賀市中央町２丁目５番45―606号
債務者　水口美智子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原千可子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第６３７号
大阪市都島区友渕町２丁目15番18―701号、前住所大阪市鶴見区徳庵１丁目１番19号
債務者　髙橋　孝周
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　徹也
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　10棟404号
債務者　江﨑　春子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７号
岩手県陸前高田市高田町字西和野148番地７
債務者　國井　浩之
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２１０号
山形県村山市楯岡中町１番17―７号、前住所山形県村山市楯岡鶴ヶ町１丁目12番19号
債務者　松倉　慶子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２号
山形市大字志戸田991番地内第１号
債務者　草壁　暁子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３号
岐阜県多治見市小名田町小滝５番地の380
債務者　荒井　敏子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第６５号
愛知県豊田市井上町４丁目21番地　コンフォートK105号
債務者　柏原　幸亜（旧姓松原・小川）
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
埼玉県東松山市松本町１丁目10番33号　高橋アパート２号室
債務者　今西　正樹
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４６号
埼玉県深谷市宿根1478番地４
債務者　アリトミ　ラゾ　ルーベン　アントニオ（通称有富ルーベン）
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６１号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　玉井団地28―401
債務者　伊藤　綾
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２９号
新潟県柏崎市栄町15番32―201号　コーポラス磯、前住所新潟県柏崎市桜木町18番12号
債務者　川合　俊幸
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２３８号
新潟県柏崎市長浜町２番19―201号　ひろみハウス、申立時の住所新潟県柏崎市大和町９番41号
債務者　金子　忠司
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
岡山県倉敷市安江550番地１　２―106
債務者　福島　明
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２６２４号
横浜市港南区上大岡西２丁目14番２―404号
債務者　福元　良幸
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３号
横浜市南区睦町１丁目９番地36　Ｃｉｅｌ睦町101
債務者　大竹めぐみ
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２４９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1500番地　笹山団地17棟306号
債務者　田村久美子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部